

(不投班内)

電話(口頭)記録

課長	参事兼課長代理	専門監	班員	担当
			[Redacted]	
発信年月日	平成24年11月15日14時45分		発信者	東部健康福祉センター 廃棄物課 [Redacted]
起案年月日	平成24年11月15日		受信者	不法投棄対策班 [Redacted]
決裁年月日	平成24年11月21日			
標題	[Redacted] 事案のC工区の廃棄物について			
用件・処理(伺)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ [Redacted] 事案の現場のうち、伊豆山C工区の廃棄物について、土地所有者の [Redacted] が [Redacted] に撤去を要請していたが、再三の要請にも関わらず実行されない。</li><li>・ このため、[Redacted] がC工区の土地改修工事に併せ、廃棄物を処分することになった。</li><li>・ 廃棄物のうち、木くず及び廃プラスチックは適正に処分するが、コンクリートがらについては、自己が管理する廃棄物として、土地改修工事において有効に活用したいとの相談があった。</li><li>・ 東部健康福祉センターとしては、他の指導例を参考に40mmアンダーで破碎することを条件に路盤材等として使用することを認める方針であるが、[Redacted] は100~200mm程度の破碎を行う意向である。</li><li>・ [Redacted] の意向(コンクリートがらを100~200mm程度に破碎して再利用)を認めない場合、廃棄物の撤去が進まないこともあり得る。</li><li>・ 現在、具体的な工事計画や図面などは提出されていないが、今後、どのように指導を行えばよいか相談したい。</li></ul>			
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次の三点を整理した上で、対応を検討する必要があると考える。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) [Redacted] がC工区の廃棄物を自己処理できる根拠<ul style="list-style-type: none"><li>→ 排出事業者は [Redacted] ではないのか?</li></ul></li><li>(2) (1)をクリアしたとして、40mmアンダーで破碎して再利用できる根拠<ul style="list-style-type: none"><li>→ 建設現場で発生したコンガラを再利用する場合の運用を不法投棄現場に適用できるか? また、東部HCにおいて他事例でそのような指導を行っているならば、その場合はどのように整理したのか?</li></ul></li><li>(3) 100mm以上で破碎して再利用したいと [Redacted] が申し立てた場合の対応<ul style="list-style-type: none"><li>→ (2)の指導も疑問があるため、論外ではないか?</li></ul></li></ol></li></ul>			